漁業法第 62 条の規定に基づく 広島海区漁場計画など

(区画漁業権)

令和5年広島県告示第757号の別冊6冊のうち4

大竹市、廿日市市、広島市 安芸郡坂町 海面 (一部呉市海面含む)

免許予定日 令和5年9月1日

存 続 期 間 免許の日から 令和 10 年 8 月 31 日まで

申請期間 令和5年5月15日から 令和5年7月14日まで

区第1号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市大野鳴川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央)
基点2	廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根)
ア	1から155度780メートルの所
1	1から155度530メートルの所
ウ	2から大竹市可部島北西端を見通す線上300メートルの所
エ	2から大竹市可部島北西端を見通す線上550メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市 (ただし、阿多田を除く。)

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市大野鳴川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央)
基点2	廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根)
ア	1から155度1,130メートルの所
1	1から155度880メートルの所
ウ	2から大竹市可部島北西端を見通す線上650メートルの所
エ	2から大竹市可部島北西端を見通す線上900メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市 (ただし、阿多田を除く。)

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第3号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)
基点2	廿日市市宮島町須屋浦大石北の鼻
ア	1から大竹市玖波町行者山の高を見通す線上200メートルの所
1	1から大竹市玖波町行者山の高を見通す線上500メートルの所
ウ	1から廿日市市大野小ヤクショウ鼻を見通す線上630メートルの所
I	2から廿日市市大野ヤクショウ鼻東側付け根(国道2号線トンネル東口)を見通す線上280メートルの 所

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市 (ただし、阿多田を除く。)

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第4号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市可部島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアエ、エオ、オク、クアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウカ、カキ、キイを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
基点1	大竹市可部島西端
ア	1から326度30分80メートルの所
1	1から326度30分560メートルの所
ウ	1から326度30分740メートルの所
エ	1から326度30分1,230メートルの所
オ	1から339度30分1,380メートルの所
カ	1から346度30分910メートルの所
+	1 から351度30分740メートルの所
ク	1から24度370メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市 (ただし、阿多田を除く。)

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第5号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市可部島地先

漁場の区域

記号等	表示
,	次のアイ、イオ、オカ、カアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、ウエ、エキ、キク、クウを結んだ4直線とによって囲まれた区域を除く。
基点 1	大竹市可部島西端
J7	1 から216度45分200メートルの所
1	1 から216度45分600メートルの所
ל	1 から260度30分660メートルの所
I.	1 から277度800メートルの所
†	1 から292度30分1,190メートルの所
ל	1から312度30分1,170メートルの所
+	1から306度700メートルの所
Ź	1 から298度470メートルの所
基点 1 ア イ ウ エ オ カ キ	大竹市可部島西端 1 から216度45分200メートルの所 1 から216度45分600メートルの所 1 から260度30分660メートルの所 1 から277度800メートルの所 1 から277度800メートルの所 1 から312度30分1,170メートルの所 1 から312度30分1,170メートルの所 1 から306度700メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波1~8丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第6号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウアを結んだ直線とによって囲まれた区 域
基点1	廿日市市宮島町須屋浦大石北の鼻
基点2	1から南西へ1番目の鼻北端
ア	1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所
イ	1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2からアを見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波1~8丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第7号

漁業種類

第1種

区画漁業

漁業権

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域	
基点1	廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)から北へ1番目の鼻南側付け根	
基点2	廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)北側付け根	
ア	1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所	
1	1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点	
ウ	2から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点	
エ	2から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所	

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波1~8丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第8号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町江ノ尻浦地先

漁場の区域

記号等	長示	
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	
基点1	廿日市市宮島町江ノ尻浦北の鼻	
基点 2	廿日市市宮島町あての木の鼻から北東へ2番目の鼻	
ア	1から大竹市可部島西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点	
1	1から大竹市可部島西端を見通す線上50メートルの所	
ウ	2から大竹市玖波町行者山の高(313.5メートル)を見通す線上55メートルの所	
エ	2から大竹市玖波町行者山の高(313.5メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点	

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市 (ただし、阿多田を除く。) 、廿日市市林が原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第9号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

漁場の位置

大竹市玖波地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	大竹市玖波2丁目4号防波堤南東端
基点 2	大竹市玖波2丁目4号防波堤南東端から防波堤沿い北東へ270メートル(1番目の曲り角)の所
ア	1から大竹市可部島南端を見通す線上100メートルの所
1	1から大竹市可部島南端を見通す線上40メートルの所
ウ	2から大竹市可部島北端を見通す線上40メートルの所
エ	2から大竹市可部島北端を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市 (ただし、阿多田を除く。)

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第10号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島、猪子島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	大竹市阿多田猪子島西側防波堤北側付け根から東へ6.5メートルの所(旧かき殻堆積デッキ西側付け根)
基点2	大竹市阿多田猪子島西側防波堤の先端から1番目の曲り角
ア	1から廿日市市宮島町青海苔浦東の鼻突端を見通す(351度30分)線上1,170メートルの所
イ	2から廿日市市宮島町岩船山山頂(467メートル)を見通す(337度)線上630メートルの所
ウ	1から廿日市市宮島町厳島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す(17度)線上460メートルの所
I	1から廿日市市宮島町厳島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す(17度)線上1,060メートルの所

除外区域

記号等表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第11号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島、猪子島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	大竹市阿多田阿多田漁港本浦西物揚場沖防波堤突端から防波堤沿い北へ21メートルの所
基点 2	大竹市阿多田猪子島埋立地西側護岸の東側付け根(巻揚施設機械室入口正面の護岸点)
基点3	大竹市阿多田島と猪子島を結ぶ防波堤中央部東側曲り角から防波堤沿い北東へ40メートルの所
基点4	猪子島西側防波堤北側付け根から東へ6.5メートルの所(旧かき殻堆積デッキ西側付け根)
ア	1から廿日市市宮島町岩船山山頂(467メートル)を見通す(340度)線上2,020メートルの所
1	2から廿日市市宮島町革篭鼻を見通す(314度30分)線上1,560メートルの所
ウ	3から岩船山山頂(467メートル)を見通す(338度)線上1,060メートルの所
I	4から廿日市市宮島町青海苔浦東の鼻突端を見通す(351度30分)線上1,400メートルの所

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第12号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島うどまり地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基点1	大竹市阿多田島うどまりの鼻南側付け根の浜北端	
基点 2	大竹市阿多田島うどまりの鼻南側付け根の浜南端	
ア	1から150度5メートルの所	
1	2から145度5メートルの所	
ウ	2から145度30メートルの所	
I	1から150度30メートルの所	

除外区域

記号等	表示
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第13号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島内深浦地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次の2ア、アイ、イ1、1・2を結んだ4直線によって囲まれた区域	
基点1	大竹市阿多田島内深浦南奥護岸西端から海岸沿い北へ40メートルの所	
基点 2	1から34度の線と海岸線との交点	
ア	2から大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端を見通す線上20メートルの所	
1	1から大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端を見通す線上20メートルの所	

除外区域

記号等	表示
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第14号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島内深浦地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域	
基点1	大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端から護岸沿い北西へ110メートルの所	
基点 2	大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端から護岸沿い北西へ100メートルの所	
基点3	大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端から護岸沿い北西へ30メートルの所	
ア	1から護岸に直角に25メートルの所	
1	2から護岸に直角に25メートルの所	
ウ	2から護岸に直角に40メートルの所	
エ	3から大竹市阿多田島とまりの鼻西端を見通す線上40メートルの所	
オ	3から大竹市阿多田島とまりの鼻西端を見通す線上5メートルの所	
カ	1から護岸に直角に5メートルの所	

除外区域

	記号等	表示
--	-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第15号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島内深浦地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基点1	大竹市阿多田島とまりの鼻南側付け根に接する石積護岸北端(スベリの南側)から海岸沿い南西へ160 メートルの所	
基点2	1から海岸沿い南西へ45メートルの所	
ア	1から大竹市阿多田島長浦鼻北端を見通す線上30メートルの所	
1	1から大竹市阿多田島長浦鼻北端を見通す線上5メートルの所	
ウ	2から大竹市阿多田島出口の鼻を見通す線上5メートルの所	
エ	2から大竹市阿多田島出口の鼻を見通す線上30メートルの所	

除外区域

記号等表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第16号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島内深浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	大竹市阿多田島とまりの鼻南側付け根に接する石積護岸北端(スベリの南側)
基点2	1から海岸沿い南西へ70メートルの所
ア	1から270度30メートルの所
1	1から270度5メートルの所
ウ	2から270度15メートルの所
エ	2から270度45メートルの所

除外区域

1 記中笙	
心ケ寺	秋小
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第17号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島内深浦地先

漁場の区域

表示
次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ 7 直線によって囲まれた区域
大竹市阿多田島長浦鼻北端
大竹市阿多田島ヨケ鼻北西端
大竹市阿多田島とまりの鼻西側の岩
大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端
4から護岸沿い北西へ60メートルの所(スベリの中央)
大竹市阿多田島うどまりの鼻南側付け根
1から2を見通す線上390メートルの所
ウから廿日市市宮島町青海苔浦から西へ2番目の山の高(202メートル)を見通す線と1から2を見通す線との交点
3から6を見通す線上10メートルの所
4から3を見通す線上100メートルの所
5から0度100メートルの所
3から6を見通す線と5から0度の線との交点
6から3を見通す線上250メートルの所

除外区域

記号等	表示	
-----	----	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第18号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島米山地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	大竹市阿多田島とまりの鼻西側の岩
基点2	大竹市阿多田島ヨケの鼻西側の浜の中央の岩(二つある浜を隔てる中央の岩)
ア	1から廿日市市宮島町青海苔浦から西へ2番目の山の高(202メートル)を見通す線上110メートルの所
1	1から廿日市市宮島町青海苔浦から西へ2番目の山の高(202メートル)を見通す線上320メートルの所
ウ	2から廿日市市宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線上320メートルの所
I	2から廿日市市宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線上110メートルの所

除外区域

記号等	表示
1 1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第19号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島、猪子島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ 5 直線によって囲まれた区域
基点1	大竹市阿多田島ミシリノ鼻から北西へ1番目の鼻
基点 2	大竹市阿多田島と猪子島を結ぶ防波堤の猪子島側の北側付け根
基点3	猪子島西側防波堤の北側付け根から防波堤沿い西へ26メートルの所
ア	1から大竹市可部島南端を見通す線上800メートルの所
1	2から廿日市市宮島町革篭崎を見通す線上1,570メートルの所
ウ	3から廿日市市宮島町厳島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す線上460メートルの所
エ	3から廿日市市宮島町厳島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す線上150メートルの所
オ	1から猪子島北端を見通す線上160メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第20号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島、猪子島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	大竹市阿多田島ミシリノ鼻から北西へ1番目の鼻
基点2	大竹市阿多田島と猪子島を結ぶ防波堤中央部東側曲がり角
基点3	2から防波堤沿い北東へ30メートルの所
基点4	猪子島西側防波堤の南側付け根
ア	1から猪子島の高(82メートル)を見通す線上230メートルの所
1	1から猪子島の高(82メートル)を見通す線と2から猪子島西側防波堤の曲がり角(4から防波堤沿い西へ108メートルの所)を見通す線との交点
ウ	2から4を見通す線上130メートルの所
エ	3から大竹市阿多田島ミシリノ鼻北東端を見通す線上210メートルの所

除外区域

1000年	表示	
記万寺	衣水	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第21号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島口1丁目、阿品3丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島口1丁目宮島競艇場南側防波堤突端から防波堤沿い南西180メートルの所
基点2	廿日市市阿品3丁目南側埋立地南西角(東側)から護岸沿い東へ200メートルの所
ア	1から廿日市市宮島町長浜護岸西端の階段東側付根を見通す線上670メートルの所
1	1から廿日市市宮島町長浜護岸西端の階段東側付根を見通す線上200メートルの所
ウ	2から132度23分30秒の線上380メートルの所
エ	2から132度23分30秒の線上850メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1~5丁目、地御前北1~3丁目、宮内、阿品

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第22号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市阿品3丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除 く。
基点1	廿日市市阿品3丁目南側埋立地北東角(南側)から護岸沿い南西へ160メートルの所
基点2	廿日市市阿品3丁目南側埋立地北東角(北側)
ア	1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上370メートルの所
1	1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上270メートルの所
ウ	2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上180メートルの所
エ	2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上280メートルの所

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1~5丁目、地御前北1~3丁目、宮内、阿品

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第23号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市阿品3丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市阿品3丁目北側埋立地(旧ヒロシマナタリー)南東角(東側)から護岸沿い北東へ90メート ルの所
基点2	廿日市市阿品3丁目北側埋立地(旧ヒロシマナタリー)北東角(南側)
ア	1から広島市南区弁天島北端を見通す線上340メートルの所
イ	1から広島市南区弁天島北端を見通す線上240メートルの所
ウ	2から広島市南区小弁天島の高を見通す(94度)線上70メートルの所
I	2から広島市南区小弁天島の高を見通す(94度)線上170メートルの所

除外区域

100 5 (3)	記号等	表示
-----------	-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1~5丁目、地御前北1~3丁目、宮内、阿品

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第24号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市地御前地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、廿日市市地御前漁港に通じる航路(イウ間の幅員245メートル、エア間の幅員220メートル)の区域を除く。
基点1	廿日市市地御前5丁目広島工業大学ヨット艇庫敷地南東角から護岸沿い南へ61メートルの所(排水口)
基点 2	廿日市市木材港南南側護岸南東角から南西へ1番目の護岸角
ア	1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上1,730メートルの所
1	1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上675メートルの所
ウ	2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上670メートルの所
エ	2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上1,680メートルの所

除外区域

10.73

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1~5丁目、地御前北1~3丁目、宮内、阿品

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市地御前地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基点1	廿日市市地御前5丁目広島工業大学ヨット艇庫敷地南東角から護岸沿い南へ61メートルの所(排水口)	
基点 2	廿日市市地御前5丁目地御前漁港北側埋立地東側付け根(内角)から護岸沿い北東へ15メートルの所	
ア	1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上570メートルの所	
1	1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上370メートルの所	
ウ	2から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す(156度30分)線上1,015メートルの所	
I	2から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す(156度30分)線上1,220メートルの所	

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前 $1\sim5$ 丁目、地御前北 $1\sim3$ 丁目、宮内、阿品

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第26号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市廿日市木材港地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市地御前1丁目護岸東角(御手洗川河口右岸角)から護岸沿い南西へ155メートルの所
基点 2	廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ55メートルの所
ア	1から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す線上1,010メートルの所
1	1から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す線上810メートルの所
ウ	2から江田島市沖美町絵の島南西端を見通す線上675メートルの所
I	2から江田島市沖美町絵の島南西端を見通す線上875メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1~5丁目、地御前北1~3丁目、宮内、阿品

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第27号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称		漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市阿品1丁目、地御前5丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケを結んだ6直線とケアを距岸90メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、艇庫に通じる幅員20メートルの区域を除く。
基点1	廿日市市阿品1丁目西幸記念碑埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ40メートルの所
基点2	廿日市市地御前5丁目広島工業大学ヨット艇庫敷地南東角から護岸沿い南へ25メートルの所(階段北側付け根)
基点3	廿日市市地御前5丁目沖山鼻突端
基点4	廿日市市地御前5丁目田屋埋立地南東側の有府川河口暗渠南端
ア	1から広島市南区弁天島南端を見通す線と距岸90メートルの線との交点
1	1から広島市南区弁天島南端を見通す線と距岸 5メートルの線との交点
ウ	2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線と距岸5メートルの線との交点
エ	2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上25メートルの所
オ	3から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上25メートルの所
カ	4から広島市南区弁天島北端を見通す線上25メートルの所
+	4から広島市南区弁天島北端を見通す線上180メートルの所
ク	3から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上125メートルの所
ケ	2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線と距岸90メートルの線との交点

除外区域

- 1		
- 1		
- 1	記品等	
- 1	마그국	12分
- 1		

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前 $1\sim5$ 丁目、地御前北 $1\sim3$ 丁目、宮内、阿品

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第28号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市地御前1丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただし、中央の幅員 10メートルの船通しの区域を除く。
基点1	廿日市市地御前1丁目と5丁目との境界護岸角(内角)から護岸沿い北東へ35メートルの所(樋門中央)
基点2	廿日市市地御前1丁目護岸東角から護岸沿い南西へ40メートルの所
基点3	廿日市市地御前1丁目護岸東角から護岸沿い南西へ10メートルの所
ア	1から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上190メートルの所
1	1から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上20メートルの所
ウ	2 から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上120メートルの所
I	3から江田島市沖美町絵の島東端を見通す線上460メートルの所
オ	2から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上410メートルの所
カ	2から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上490メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1~5丁目、地御前北1~3丁目、宮内、阿品

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第29号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市串戸1丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に770メートルの所
基点 2	廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に705メートルの所
基点3	廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に685メートルの所
基点4	廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に570メートルの所
ア	1から245度340メートルの所
1	1から245度250メートルの所
ウ	3から245度240メートルの所
エ	4から245度440メートルの所
オ	2から245度510メートルの所

除外区域

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1~5丁目、地御前北1~3丁目、宮内、阿品

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第30号

漁業種類

漁業権

第3種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市下の浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のア2、2イ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サ5、5シ、シス、スセ、セソ、ソアを結んだ17直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角(永慶寺川河口左岸角)
基点2	廿日市市永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南東角
基点3	廿日市市上の浜1丁目1番地埋立地南側の護岸南角
基点4	廿日市市上の浜1丁目上ノ浜漁港南側防波堤南側付け根
基点5	廿日市市上の浜1丁目上ノ浜漁港南側防波堤突端
ア	1から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す線上12メートルの所
1	2から321度46メートルの所
ウ	2から330度62メートルの所
エ	3から217度107メートルの所
オ	3から225度50メートルの所
カ	3から255度50メートルの所
+	3から201度18メートルの所
ク	4から231度30分60メートルの所
ケ	4から124度16メートルの所
	4から112度14メートルの所
サ	4から87度83メートルの所
シ	3から113度30分226メートルの所
ス	3から127度264メートルの所
セ	3から150度30分345メートルの所
У	1から廿日市市永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す延長線上220メートルの所

除外区域

	記号等	表示	l
--	-----	----	---

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市上の浜 $1\cdot 2$ 丁目、下の浜、物見西 $1\cdot 2$ 丁目、物見東 $1\cdot 2$ 丁目、前空 $1\sim 6$ 丁目、大野中央 $1\sim 5$ 丁目、大野 $1\cdot 2$ 丁目、大野字早時、字別府、字土井、字高畑

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第31号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期	
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	

漁場の位置

廿日市市大野2丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市大野2丁目三菱石油コークス工場桟橋南西側付け根から護岸沿い南西へ202メートルの所(護 岸継目)
基点2	廿日市市大野2丁目三菱石油コークス工場桟橋南西側付け根から護岸沿い南西へ90メートルの所
ア	1から135度30メートルの所
1	2から135度30メートルの所
ウ	2から135度60メートルの所
エ	1から135度60メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野中央1丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第32号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市大野2丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市大野2丁目三菱石油コークス工場桟橋北東側付け根から護岸沿い北東へ65メートルの所
基点2	廿日市市大野2丁目護岸北東角(南側)
ア	1から125度60メートルの所
1	2から131度60メートルの所
ウ	2から131度90メートルの所
I	1から125度90メートルの所

除外区域

記号等	表示
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野中央1丁目、大野1丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第33号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島口西1丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島口西1丁目1番(熊の浦)埋立地南西角
基点2	廿日市市宮島口西1丁目国道2号線排水口樋門中央
基点3	廿日市市宮島口西1丁目観音崎の西側護岸東側付け根から護岸沿い西へ35メートルの所(護岸角)
ア	1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上280メートルの所
1	1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上830メートルの所
ウ	3から廿日市市宮島町飛鳥の鼻を見通す線上750メートルの所
エ	2から廿日市市宮島町江の浦の西側の鼻を見通す線上350メートルの所

除外区域

記号等	表示
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口 $1\cdot 2$ 丁目、宮島口西 $1\sim 3$ 丁目、深江 3 丁目、大野字早時、大野中央 1 丁目、大野 1 丁目、梅原 2 丁目、大野原 1 丁目、林が原 1 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第34号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島口西1丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島口西1丁目4番埋立地護岸南西角
基点 2	廿日市市宮島口1丁目1番南側の埋立地護岸南西角
ア	1から廿日市市宮島町網の浦の桟橋西側付け根を見通す線上360メートルの所
1	2から廿日市市宮島町大鳥居中央を見通す線上450メートルの所
ウ	2から廿日市市宮島町大鳥居中央を見通す線上910メートルの所
エ	1から網の浦の桟橋西側付け根を見通す線上820メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口 $1 \cdot 2$ 丁目、宮島口西 $1 \sim 3$ 丁目、深江 3 丁目、大野字早時、大野中央 1 丁目、大野 1 丁目、梅原 2 丁目、大野原 1 丁目、林が原 1 丁目

条件

類似漁業権

類似漁業権・新規漁業権の別

区第35号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町御床浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町須屋ノ鼻北西端
基点2	廿日市市宮島町チンガクソの鼻から海岸沿い南西へ50メートルの所
基点3	廿日市市宮島町大川浦と御床浦との中間の沖赤石
ア	1から廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(国道2号線トンネル西口)を見通す線上130メートルの 所
1	2から廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(国道2号線トンネル西口)を見通す線上710メートルの 所
ウ	3から廿日市市沖塩屋4丁目モービル油そう桟橋中央を見通す線上810メートルの所
エ	3から廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻の高を見通す線上250メートルの所
オ	2から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上180メートルの所
カ	2から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上340メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口 $1\cdot 2$ 丁目、宮島口西 $1\sim 3$ 丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原 $1\cdot 2$ 丁目、丸石 $2\sim 4$ 丁目、宮浜温泉 $1\sim 2$ 丁目、沖塩屋3丁目、塩屋1丁目、上の浜 $1\cdot 2$ 丁目、大竹市(ただし、阿多田を除く。)

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第36号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町包ヶ浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、航路幅員100メートルの 区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町包ヶ浦海水浴場南の排水口樋門中央から旧護岸(砂浜あがり詰めの護岸)沿い北西へ 36メートルの所
基点2	1から旧護岸(砂浜あがり詰めの護岸)沿い北西へ355メートルの所
ア	1から60度430メートルの所
1	1から55度1,100メートルの所
ウ	2から50度1,150メートルの所
エ	2から50度480メートルの所

除外区域

表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口 $1 \cdot 2$ 丁目、宮島口西 $1 \sim 3$ 丁目、深江 3 丁目、大野字早時、大野中央 1 丁目、大野 1 丁目、梅原 2 丁目、大野原 1 丁目、林が原 2 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第37号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市物見東1丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市物見東1丁目屋田越橋下の樋門北端から護岸沿い北東へ37メートルの所
基点 2	廿日市市物見東1丁目屋田越橋下の樋門北端から護岸沿い北東へ90メートルの所
ア	1から廿日市市宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上10メートルの所
1	2から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上10メートルの所
ウ	2から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上40メートルの所
I	1から廿日市市宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口 $1 \cdot 2$ 丁目、宮島口西 $1 \sim 3$ 丁目、深江 3 丁目、大野字早時、大野中央 1 丁目、大野 1 丁目、梅原 2 丁目、大野原 1 丁目、林が原 2 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第38号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島口西1丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島口西1丁目4番埋立地北側水路出口右岸角から護岸沿い南へ75メートルの所
基点 2	廿日市市宮島口西1丁目4番埋立地北側水路出口右岸角から護岸沿い南へ25メートルの所
ア	1から廿日市市宮島町大鳥居の中央を見通す線上10メートルの所
1	2から廿日市市宮島町大鳥居の中央を見通す線上10メートルの所
ウ	2から廿日市市宮島町大鳥居の中央を見通す線上50メートルの所
I	1から廿日市市宮島町大鳥居の中央を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等 表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口西3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町須屋浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町須屋ノ鼻西端
基点 2	廿日市市宮島町須屋浦大石北の鼻北西端
ア	1から廿日市市大野鳴川川河口中央を見通す線上75メートルの所
1	2から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上10メートルの所
ウ	2から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上70メートルの所
エ	1から廿日市市大野鳴川川河口中央を見通す線上150メートルの所

除外区域

-			
- 1			
- 1			
- 1	티모쑤		
- 1	記り守	衣小	
- 1	-		
- 1			

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市林が原1丁目、丸石2~4丁目、宮浜温泉1・2丁目、沖塩屋3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第40号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町下谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町下谷鼻
基点 2	1から46度30分の線と海岸線との交点
基点3	4から46度30分の線と海岸線との交点
基点4	1から海岸沿い南東へ100メートルの所
ア	1から廿日市市大野小ヤクショウ鼻を見通す線上70メートルの所
1	2から廿日市市大野小ヤクショウ鼻を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等表示		
-------	--	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市林が原1丁目、丸石2~4丁目、宮浜温泉1・2丁目、沖塩屋3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第41号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町御床浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線 とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町御床浦烏帽子岩
基点2	1から61度30分の線と最大高潮時海岸線との交点
基点3	1から46度30分の線と最大高潮時海岸線との交点
ア	1から2を見通す線上120メートルの所
1	1から25度150メートルの所
ウ	1から13度80メートルの所
エ	1から13度の線と3から249度の線との交点
オ	3から249度の線と距岸10メートルの線との交点
カ	2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

=3.07	+-
記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1~3丁目、深江3丁目、梅原2丁目、沖塩屋3丁目、林が原1・2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第42号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町大江浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町大川浦東大岩
基点2	3から184度の線と最大高潮時海岸線との交点
基点3	廿日市市宮島町白鼻
ア	1から236度60メートルの所
1	2から314度50メートルの所

除外区域

1XV

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口 $1\cdot 2$ 丁目、宮島口西 $1\sim 3$ 丁目、深江 3 丁目、大野字早時、大野中央 1 丁目、大野 1 丁目、梅原 2 丁目、大野原 1 丁目、林が原 1 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第43号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町下室浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基点1	廿日市市宮島町下室浜水場の東鼻
ア	1から337度80メートルの所
1	1から350度150メートルの所
ウ	1から10度130メートルの所
エ	1から10度60メートルの所

除外区域

記号等	表示
1 1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口1丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第44号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町上室浜、下室浜地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ 6 直線とキクを距岸10メートルで結んだ線とクアを結んだ直線とによって囲まれた区域	
基点1	廿日市市宮島町下室浜から北へ1番目の鼻の北西端	
基点2	1から海岸沿い北東へ50メートルの所	
基点3	廿日市市宮島町上室浜半ド岩から海岸沿い南西へ50メートルの所	
ア	1から257度80メートルの所	
1	1から280度110メートルの所	
ウ	1から11度30分140メートルの所	
エ	1から28度200メートルの所	
オ	1から14度280メートルの所	
カ	3から341度30分50メートルの所	
+	3から341度30分の線と距岸10メートルの線との交点	
ク	フ 2から311度の線と距岸10メートルの線との交点	

除外区域

記号等	表示	
D	127	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野中央1丁目、大野1丁目、宮島口西1丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第45号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称		漁業の時期
かき杭打垂	下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町多々良潟地先

漁場の区域

表示
次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸 5 メートルで結んだ線とカキを結んだ直線と キクを距岸 5 メートルで結んだ線とクアを結んだ直線とによって囲まれた区域
廿日市市宮島町多々良潟西の鼻
廿日市市宮島町多々良潟埋立地護岸北西角
廿日市市宮島町多々良潟埋立地護岸北東角から海岸沿い西へ50メートルの所
廿日市市宮島町多々良潟西の鼻から海岸沿い南西へ140メートルの所
4から廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地排水口(階段南側付け根)を見通す線上90メートルの所
1から295度90メートルの所
1から0度90メートルの所
3から351度50メートルの所
3から351度の線と距岸5メートルの線との交点
2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点
1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
4から廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地排水口(階段南側付け根)を見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1~3丁目、深江3丁目、大野中央1丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第46号

漁業種類 漁業権

第3種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市大野2丁目地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ 2 直線によって囲まれた区域	
基点1	廿日市市大野2丁目護岸南角(西側)	
基点2	廿日市市大野2丁目三菱石油コークス工場桟橋南西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所	
ア	1から135度50メートルの所	
1	1から135度の線と距岸5メートルの線との交点	
ウ	2から桟橋に平行に引いた線と距岸5メートルの線との交点	
I	2から桟橋に平行に引いた線上20メートルの所	

除外区域

記号等表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野1・2丁目、大野中央1~5丁目、上の浜1・2丁目、物見西1・2丁目、梅原1・2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第47号

漁業種類 漁業権

第3種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市大野2丁目地先

漁場の区域

表示
次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
廿日市市大野2丁目三菱石油コークス工場桟橋北東側付け根から護岸沿い北東へ5メートルの所
廿日市市大野2丁目護岸北東角から護岸沿い南西へ78メートルの所
廿日市市大野2丁目護岸北東角
1から桟橋に平行に引いた線上20メートルの所
1から桟橋に平行に引いた線と距岸5メートルの線との交点
3から131度の線と距岸5メートルの線との交点
3から131度90メートルの所
2から131度50メートルの所
2から131度20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野 $1\cdot 2$ 丁目、大野中央 $1\sim 5$ 丁目、上の浜 $1\cdot 2$ 丁目、物見西 $1\cdot 2$ 丁目、梅原 $1\cdot 2$ 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第48号

漁業種類 漁業権

第3種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島口西1丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島口西1丁目4番埋立地南西角(内角)
基点 2	廿日市市宮島口西1丁目4番埋立地南東角
基点3	廿日市市宮島口西1丁目5番埋立地南角(スベリの西側付け根)
ア	1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上200メートルの所
1	1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	3から廿日市市宮島町清水ヶ浦の北側の鼻(清水ヶ浦と米ヶ浦との間の鼻)を見通す線と距岸10メートルの線との交点
I	3から廿日市市宮島町清水ヶ浦の北側の鼻(清水ヶ浦と米ヶ浦との間の鼻)を見通す線上250メートル の所
オ	2から105度150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島口 $1\sim4$ 丁目、宮島口上 $1\cdot2$ 丁目、宮島口西 $1\sim3$ 丁目、宮島口東 $1\sim3$ 丁目、対厳山 $1\sim3$ 丁目、福面 $1\sim3$ 丁目、深江 $1\sim3$ 丁目、大野字中山、字更地、字上更地、字下更地

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第49号

漁業種類 漁業権

第3種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町下室浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区第43号及び区第44号の区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町下室浜水場の東鼻
基点2	廿日市市宮島町下室浜水場の北鼻
基点3	2から北へ1番目の鼻
ア	1から297度45分75メートルの所
1	2から243度30分160メートルの所
ウ	2から304度30分140メートルの所
エ	2から346度160メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野1・2丁目、大野中央1~5丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、物見西1丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第3種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町多々良潟地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キ5を結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。ただし、区第44号及び区第45号の区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町上室浜州鼻(砂浜中央)
基点 2	廿日市市宮島町半ド岩
基点3	廿日市市宮島町多々良潟西の鼻
基点4	廿日市市宮島町多々良潟埋立地護岸北西角
基点 5	廿日市市宮島町多々良潟埋立地護岸北東角
ア	1から304度55メートルの所
1	2から342度90メートルの所
ウ	2から352度40メートルの所
エ	3から255度130メートルの所
オ	3から318度225メートルの所
カ	4から325度260メートルの所
+	5から359度120メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野1・2丁目、大野中央1~5丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、物見西1丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第51号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市大野垣ノ浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根)
基点2	廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角
ア	1から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線上270メートルの所
1	1から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線上490メートルの所
ウ	2から廿日市市宮島町チンガクソ鼻を見通す線上510メートルの所
I	2から廿日市市宮島町チンガクソ鼻を見通す線上290メートルの所

除外区域

記号等表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市塩屋1・2丁目、沖塩屋1~4丁目、林が原1・2丁目、丸石1~5丁目、宮浜温泉1~3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第52号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市大野鳴川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根)
基点2	廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角
ア	1から廿日市市宮島町長ノ浦(平根鼻)を見通す線上650メートルの所
イ	1から廿日市市宮島町長ノ浦(平根鼻)を見通す線上900メートルの所
ウ	2から廿日市市宮島町チンガクソ鼻を見通す線上880メートルの所
I	2から廿日市市宮島町下谷鼻(チンガクソ鼻の東へ1番目の鼻)を見通す線上610メートルの所

除外区域

Ē	己号等	表示	
---	-----	----	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市塩屋1・2丁目、沖塩屋1~4丁目、林が原1・2丁目、丸石1~5丁目、宮浜温泉1~3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第53号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市丸石漁港地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市丸石漁港東側埋立地護岸南西角(南側の角)
ア	1から164度780メートルの所
1	1から164度410メートルの所
ウ	1から118度30分330メートルの所
エ	1から118度30分610メートルの所

除外区域

1XV

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市塩屋1・2丁目、沖塩屋1~4丁目、林が原1・2丁目、丸石1~5丁目、宮浜温泉1~3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第54号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町南西地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただし、南北に通じる(幅員200メートル)船通し2箇所の区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町山白鼻
基点2	廿日市市宮島町大鼻西の大岩(二ツ岩)
基点3	廿日市市宮島町青海苔浦東の大岩
ア	1から大竹市阿多田島西端を見通す線上450メートルの所
1	2から大竹市阿多田島東の高(観音山)を見通す線上300メートルの所
ウ	3から大竹市猪子島東端を見通す線上450メートルの所
エ	3から大竹市猪子島東端を見通す線上750メートルの所
オ	2から大竹市阿多田島東の高(観音山)を見通す線上600メートルの所
カ	1から大竹市阿多田島西端を見通す線上750メートルの所

除外区域

1 記号等	表示
m 2 4	1200

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第55号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町焼山地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基点1	廿日市市宮島町藤ヶ浦の大岩	
基点2	廿日市市宮島町焼山浦南西1番目の鼻北東端	
ア	1から大竹市阿多田島と猪子島の喰い合いを見通す(181度)線上280メートルの所	
1	1から大竹市阿多田島の高を見通す(186度)線上570メートルの所	
ウ	2から180度550メートルの所	
エ	2から180度240メートルの所	

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市塩屋1・2丁目、沖塩屋1~4丁目、林が原1・2丁目、丸石1~5丁目、宮浜温泉1~3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第56号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町須屋浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ 5 直線とカキを距岸10メートルで結んだ線とキクを結ん だ直線とクアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	2から海岸沿い北西へ130メートルの所
基点2	廿日市市宮島町須屋浦神社前拝殿北西角
基点3	廿日市市宮島町チンガクソ鼻から海岸沿い南西へ89メートルの所
基点4	廿日市市宮島町チンガクソ鼻から海岸沿い南西へ47メートルの所
ア	1から廿日市市宮島口西観音崎を見通す線と距岸5メートルの線との交点
1	1から廿日市市宮島口西観音崎を見通す線上20メートルの所
ウ	2から廿日市市宮島口西観音崎を見通す線上40メートルの所
エ	3から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上45メートルの所
オ	4から廿日市市大野城山の高(266メートル)を見通す線上30メートルの所
カ	4から廿日市市大野城山の高(266メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点
+	3から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ク	2から廿日市市宮島口西観音崎を見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市林が原1・2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第57号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町下谷鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町チンガクソ鼻から海岸沿い東へ90メートルの所
基点 2	廿日市市宮島町下谷鼻から海岸沿い南西へ10メートルの所
ア	1から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点
1	1から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上70メートルの所
ウ	2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線上70メートルの所
I	2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等 表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市林が原1・2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第58号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町御床浦地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次の1ア、アイ、イ2、2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域	
基点1	廿日市市宮島町御床浦神社の鼻の西端	
基点2	1から南西へ1番目の鼻	
ア	1から廿日市市大野小ヤクショウ鼻を見通す線上50メートルの所	
1	2から廿日市市大野小ヤクショウ鼻を見通す線上50メートルの所	

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市沖塩屋1~4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第59号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町大川浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の2ア、アイ、イ3を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町大川浦赤石
基点 2	廿日市市宮島町大川浦赤石の付け根の海岸角から海岸沿い北東へ60メートルの所
基点3	廿日市市宮島町大川浦赤石から59度の線と最大高潮時海岸線との交点
基点4	廿日市市宮島町大川浦東大岩
ア	1から4度140メートルの所
イ	4から214度180メートルの所

除外区域

記号等	表示
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市沖塩屋1~4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第60号

漁業種類 漁業権

第3種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市物見東1丁目地先(屋田越)

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ 5 直線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地北端護岸角(埋立地と国道2号線との交点)から護岸沿い南へ20 メートルの所
基点2	廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地北端護岸角(埋立地と国道2号線との交点)から護岸沿い北東へ 15メートルの所
基点3	廿日市市物見東1丁目屋田越橋下樋門北端
基点4	3から護岸沿い北東へ37メートルの所
ア	1から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上10メートルの所
1	2から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線と距岸 5メートルの線との交点
ウ	4から廿日市市宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
I	4から廿日市市宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上60メートルの所
オ	4から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上85メートルの所
カ	3から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上90メートルの所
+	1から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上80メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市物見東 $1\cdot 2$ 丁目、前空 $1\sim 6$ 丁目、深江 $1\sim 3$ 丁目、大野字早時、字鯛ノ原、字高見、字水口、字別府、字熊ケ浦、字土井、字田屋、字筏津、字棚田、字高畑、字陣場、字池田、字小田ノ口、字郷、字中津岡、字滝ノ下

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第61号

漁業種類 漁業権

第3種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市大野賀撫津地先(早時鼻)

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸 5 メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ 4 直線とによって囲まれた区 域
基点1	3から護岸沿い南西へ91メートルの所
基点2	3から護岸沿い南西へ41メートルの所(排水口中央)
基点3	廿日市市大野賀撫津かき殻搬入路西側付け根の階段取付部西角
ア	1から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
1	2から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線と距岸5メートルの線との交点
ウ	3から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上10メートルの所
エ	3から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上60メートルの所
オ	1から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上25メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市物見東 $1\cdot 2$ 丁目、前空 $1\sim 6$ 丁目、深江 $1\sim 3$ 丁目、大野字早時、字鯛ノ原、字高見、字水口、字別府、字熊ケ浦、字土井、字田屋、字筏津、字棚田、字高畑、字陣場、字池田、字小田ノ口、字郷、字中津岡、字滝ノ下

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第62号

漁業種類 漁業権

第3種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町大江浦、大川浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の2ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キ4を結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。ただし、区第42号の区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町大川浦赤石
基点2	1から42度の線と最大高潮時海岸線との交点
基点3	廿日市市宮島町大川浦東大岩
基点4	3から19度の線と最大高潮時海岸線との交点
ア	3から214度180メートルの所
1	3から249度45分280メートルの所
ウ	3から270度45分230メートルの所
エ	3から331度155メートルの所
オ	3から359度460メートルの所
カ	3から3度30分560メートルの所
+	4から244度115メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野、大野 $1\cdot 2$ 丁目、大野中央 $1\sim 5$ 丁目、物見西 $1\sim 3$ 丁目、上の浜 $1\cdot 2$ 丁目、下の浜、大野原 $1\sim 4$ 丁目、梅原 $1\cdot 2$ 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第63号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町中崎鼻地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基点1	廿日市市宮島町聖崎東側小島の東端	
基点2	廿日市市宮島町中崎鼻の南東端	
ア	1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(59度30分)線上250メートルの所	
1	1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(59度30分)線上700メートルの所	
ウ	2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(47度30分)線上700メートルの所	
エ	2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(47度30分)線上250メートルの所	

除外区域

記号等 表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町包ケ浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町包ケ浦防波堤北側付け根
ア	1から66度120メートルの所
1	1から52度780メートルの所
ウ	1から70度810メートルの所
エ	1から117度270メートルの所

除外区域

	号等	表示			1
--	----	----	--	--	---

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第65号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町鷹の巣浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町せんご鼻南東端
基点 2	1から182度30分の線と海岸線との交点(旧陸軍の砲台石の北端)
ア	1から江田島市沖美町絵の島北端を見通す線上50メートルの所
1	1から江田島市沖美町絵の島北端を見通す線上150メートルの所
ウ	2から江田島市沖美町大奈佐美島北端を見通す線上200メートルの所
I	2から江田島市沖美町大奈佐美島北端を見通す線上90メートルの所

除外区域

記号等	表示
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第66号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町入浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町腰細浦の東の鼻から北東へ1番目の鼻(宮島町入浜の東鼻から219度30分の線と海岸線 との交点)
基点2	廿日市市宮島町入浜の東の鼻から北東へ1番目の鼻(腰細浦の東鼻から33度の線と海岸線との交点)
ア	1から江田島市沖美町小黒神島の高(130メートル)を見通す線上60メートルの所
1	2から江田島市沖美町岸根の鼻を見通す130メートルの所
ウ	2から江田島市沖美町岸根の鼻を見通す280メートルの所
I	1から江田島市沖美町小黒神島の高(130メートル)を見通す線上290メートルの所

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第67号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町大砂利地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町大砂利西端(しろ鼻)から西へ1番目の鼻の東端(しろ鼻の西の砂浜との境)
基点 2	廿日市市宮島町腰細神社中央の護岸点から護岸沿い西へ80メートルの所(石積護岸の東端)
ア	1から江田島市沖美町小黒神島西端を見通す線上200メートルの所
1	2から江田島市沖美町まないた石灯台を見通す210メートルの所
ウ	2から江田島市沖美町まないた石灯台を見通す360メートルの所
I	1から江田島市沖美町小黒神島西端を見通す線上350メートルの所

除外区域

記号等	表示
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第68号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町小なきり地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メート ルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町小なきり鼻
基点2	廿日市市宮島町大なきり鼻
ア	1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1から2を見通す線と距岸40メートルの線との交点
ウ	2から1を見通す線と距岸40メートルの線との交点
I	2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

Ē	己号等	表示	
---	-----	----	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第69号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町大なきり地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メート ルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町大なきり鼻
基点2	廿日市市宮島町清水ケ浦北の鼻
ア	1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点
1	1から2を見通す線と距岸40メートルの線との交点
ウ	2から1を見通す線と距岸40メートルの線との交点
I	2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第70号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町米ケ浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町米ケ浦護岸北端
基点2	廿日市市宮島町米ケ浦護岸中央階段北側付け根から護岸沿い北へ3メートルの所
基点3	廿日市市宮島町米ケ浦護岸中央階段南側付け根から護岸沿い南へ10メートルの所
基点4	廿日市市宮島町米ケ浦護岸南端(3から護岸沿い南へ75メートルの所)
ア	1から廿日市市宮島口1丁目宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線上40メートルの所
1	1から廿日市市宮島口1丁目宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線上5メートルの所
ウ	4から廿日市市宮島口1丁目宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線上5メートルの所
I	4から廿日市市宮島口1丁目宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線上40メートルの所
オ	2から廿日市市宮島口1丁目宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け 根を見通す線とアエを結んだ直線との交点
カ	2から廿日市市宮島口1丁目宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け 根を見通す線とイウを結んだ直線との交点
+	3から廿日市市宮島口1丁目宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線とイウを結んだ直線との交点
þ	3から廿日市市宮島口1丁目宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線とアエを結んだ直線との交点

除外区域

100 E	己号等	表示
-------	-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期	
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	

漁場の位置

廿日市市宮島町聖崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町米ケ浦北の鼻(2から西へ1番目の鼻)
基点2	廿日市市宮島町聖崎北西の鼻(宮島北端)
ア	1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
1	2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示	
-----	----	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第72号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町聖崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町聖崎の東くぼ(姥ケ懐から北へ1番目のくぼ)北端
基点2	廿日市市宮島町聖崎の東くぼ(姥ケ懐から北へ1番目のくぼ)南端
ア	1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
1	2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

10万分 衣小

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第73号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町姥ケ懐地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町姥ケ懐北の鼻
基点2	廿日市市宮島町姥ケ懐南の鼻
ア	1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点
1	2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

10万分 衣小

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町中崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町中崎鼻の東側中央のくぼ北端
基点2	廿日市市宮島町中崎鼻の東側中央のくぼ南端
ア	1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点
1	2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

10万分 衣小

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第75号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町包ヶ浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ 2 直線とウエを距岸 5 メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町包ヶ浦烏帽子岩
基点2	廿日市市宮島町包ヶ浦つづら岩(せんご鼻から東へ3番目の鼻)
基点3	廿日市市宮島町包ヶ浦東側防波堤東側付け根
基点4	廿日市市宮島町包ヶ浦海水浴場北側付け根の三角岩(包ヶ浦桟橋南側付け根から護岸沿い南へ76メートルの所)
ア	1から4を見通す線と3から25度30分の線との交点
1	1から4を見通す線と2から43度30分の線との交点
ウ	2 から43度30分の線と距岸 5 メートルの線との交点
エ	3 から25度30分の線と距岸 5 メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示		
-----	----	--	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第76号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町緑町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町緑町防波堤南側付け根から道路沿い南へ10メートルの所
ア	1から広島市南区似島町似島安芸小富士山頂を見通す線と廿日市市宮島町聖崎付け根通し穴から緑町防波堤先端を見通す線との交点
1	アから聖崎付け根通し穴を見通す線上136メートルの所
ウ	イから71度43分32メートルの所
I	オから337度32分85メートルの所
オ	1から広島市南区似島町安芸小富士山頂を見通す線上140メートルの所

除外区域

記号等表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第77号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

漁場の位置

広島市西区商エセンター8丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋下り線下流側左岸付け根から橋の下流側縁に沿って西へ10 メートルの所
基点2	広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋下り線下流側左岸付け根から橋の下流側縁に沿って西へ124 メートルの所
ア	1から広島市南区似島町下高山の高(203メートル)を見通す線上500メートルの所
1	1から広島市南区似島町下高山の高(203メートル)を見通す線上800メートルの所
ウ	2から広島市南区小弁天島北端を見通す線上810メートルの所
I	2から広島市南区小弁天島北端を見通す線上510メートルの所

除外区域

11.5寸 次小

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区井口1~5丁目、井口明神1~3丁目、井口台1~4丁目、井口鈴が台1~3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第78号

漁業種類 漁業権

第3種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市西区商エセンター8丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋下流側左岸付け根から橋の下流側縁に沿って西へ10メート ルの所
基点2	広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋下流側左岸付け根から橋の下流側縁に沿って西へ91メート ルの所(東から2番目の橋脚中央)
ア	1から広島市南区似島町下高山の高(203メートル)を見通す線上95メートルの所
1	1から広島市南区似島町下高山の高(203メートル)を見通す線上285メートルの所
ウ	2から広島市南区似島町地獄鼻西端を見通す線上295メートルの所
I	2から広島市南区似島町地獄鼻西端を見通す線上105メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区井口1~5丁目、井口明神1~3丁目、井口台1~4丁目、井口鈴が台1~3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第79号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市佐伯区吉見新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市佐伯区五日市地区港湾整備事業埋立地護岸南東角
基点 2	広島市西区商エセンター8丁目新八幡川橋下り線の東から108メートルの所(2番目の橋脚中央)
ア	1から176度1,050メートルの所
1	1から176度650メートルの所
ウ	2から広島市南区弁天島北端を見通す線上1,780メートルの所
I	2から広島市南区弁天島北端を見通す線上2,030メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第80号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市佐伯区津久根島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市佐伯区津久根島の高
ア	1から264度620メートルの所
1	1から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す線上930メートルの所
ウ	1から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上1,150メートルの所
エ	1から256度940メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第81号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市佐伯区津久根島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市佐伯区津久根島の高
ア	1から廿日市市極楽寺山(693メートル)の高を見通す線上300メートルの所
1	1から163度30分750メートルの所
ウ	1から183度850メートルの所
I	1から廿日市市廿日市木材港整理場東の埠頭護岸北東角を見通す(227度30分)線上490メートルの 所

除外区域

記与寺

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区草津浜町、草津南1丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

-	MM	2	

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市佐伯区津久根島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市佐伯区津久根島の高
ア	1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線上200メートルの所
1	1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線上450メートルの所
ウ	1から95度1,200メートルの所
エ	1から106度1,120メートルの所

除外区域

1XV

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第83号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市佐伯区津久根島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市佐伯区津久根島の高
ア	1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線上650メートルの所
1	1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線上900メートルの所
ウ	1から79度30分1,410メートルの所
エ	1から広島市南区元宇品南側護岸南端を見通す(87度30分)線上1,275メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目、南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第84号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市西区観音新町4丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市西区観音新町4丁目観音マリーナ親水護岸西防波堤南側付け根から護岸沿い西へ50メートルの 所(2から610メートルの所)
基点2	広島市西区観音新町4丁目観音マリーナ南側堤防護岸南東角
ア	1から209度30分1,270メートルの所
1	2から209度30分1,270メートルの所
ウ	2から209度30分1,530メートルの所
エ	1から209度30分1,530メートルの所

除外区域

記号等	表示
1 20 3 (3	1203

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東1·2丁目、江波西2丁目、江波南1·2丁目、江波本町、江波二本松2丁目、江波栄町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市西区観音新町4丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市西区観音新町4丁目観音マリーナ親水護岸西防波堤南側付け根(2から560メートルの所)
基点 2	広島市西区観音新町4丁目観音マリーナ南側堤防護岸南東角
ア	1から209度30分770メートルの所
1	2から209度30分770メートルの所
ウ	2から209度30分1,020メートルの所
エ	1から209度30分1,020メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1丁目、江波本町、江波二本松1・2丁目、江波栄町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第86号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市中区江波沖町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市中区江波沖町南西角
基点2	1から南側護岸の延長線上東へ150メートルの所
ア	1から広島市中区江波沖町南側護岸に直角に南へ1,790メートルの所
1	2から209度30分1,790メートルの所
ウ	2から209度30分2,050メートルの所
エ	1から広島市中区江波沖町南側護岸に直角に南へ2,050メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第87号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市中区江波沖町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市中区江波沖町南西角
基点2	1から南側護岸の延長線上東へ150メートルの所
ア	1から南側護岸に直角に南へ1,300メートルの所
1	2から209度30分1,300メートルの所
ウ	2から209度30分1,560メートルの所
エ	1から広島市中区江波沖町南側護岸に直角に南へ1,560メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第88号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市中区江波沖町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所
基点2	広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ930メートルの所(西側船台跡南東角から護岸 沿い東へ10メートルの所)
ア	1から209度30分1,790メートルの所
1	2から209度30分1,790メートルの所
ウ	2から209度30分2,050メートルの所
エ	1から209度30分2,050メートルの所

除外区域

Ē	己号等	表示	
---	-----	----	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第89号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市中区江波沖町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所
基点2	広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ930メートルの所(西側船台跡南東角から護岸 沿い西へ10メートルの所)
ア	1から209度30分1,300メートルの所
1	2から209度30分1,300メートルの所
ウ	2から209度30分1,560メートルの所
エ	1から209度30分1,560メートルの所

除外区域

記号等表示		
-------	--	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目、江波栄町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市中区江波沖町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市中区江波沖町南西角
基点 2	1から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所
ア	1から南側護岸に直角に南西へ930メートルの所
1	1から南側護岸に直角に南西へ600メートルの所
ウ	2から209度30分600メートルの所
エ	2から209度30分930メートルの所

除外区域

1 記号笙	
心ケ寺	秋小
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東2丁目、江波南1・2丁目、江波本町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第91号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市中区江波沖町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ503メートルの所
基点2	広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ930メートルの所
ア	1から209度30分930メートルの所
1	1から209度30分600メートルの所
ウ	2から209度30分600メートルの所
エ	2から209度30分930メートルの所

除外区域

1 記号笙	
心ケ寺	秋小
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第92号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市中区江波沖町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市中区江波沖町南西角
基点 2	1から南側護岸の延長線上東へ350メートルの所
ア	1から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す(203度)線上2,870メートルの所
1	1から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す(203度)線上2,650メートルの所
ウ	2から203度2,620メートルの所
エ	2から203度2,840メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東1・2丁目、江波南1丁目、江波本町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第93号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸250メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸300メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域。ただし、キクを距岸50メートルで結んだ線とクケ、ケコ、コサを結んだ3直線とサシを距岸300メートルで結んだ線とシキを結んだ直線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	広島市南区金輪島ドウ石鼻
基点2	広島市南区金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から護岸沿い南へ35メートルの所
基点3	広島市南区金輪島ドウ石鼻から海岸沿い南へ230メートルの所
基点4	広島市南区金輪島ドウ石鼻から海岸沿い南へ480メートルの所
基点 5	広島市南区金輪島ドウ石鼻から海岸沿い南へ630メートルの所
ア	1から354度の線と距岸50メートルの線との交点
1	2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点
エ	1から広島市南区宇品海岸3丁目広島港湾合同庁舎の南西角を見通す線と距岸250メートルの線との交点
オ	1から広島市南区宇品海岸3丁目広島港湾合同庁舎の南西角を見通す線と距岸300メートルの線との交点
カ	1から354度の線と距岸300メートルの線との交点
+	3から270度の線と距岸50メートルの線との交点
ク	5から270度の線と距岸50メートルの線との交点
ケ	5から270度の線と距岸150メートルの線との交点
	4から270度の線と距岸150メートルの線との交点
サ	4から270度の線と距岸250メートルの線との交点
シ	3から270度の線と距岸250メートルの線との交点

除外区域

記号	等		
----	---	--	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保2~4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、丹那新町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	
基点1	広島市南区金輪島ドウ石鼻	
基点2	広島市南区金輪島小島の鼻西端(㈱新来島宇品どっく北側ドッグ東端から護岸沿い西へ52.5メートル の所)	
ア	1 から354度の線と距岸50メートルの線との交点	
1	1 から354度の線と距岸300メートルの線との交点	
ウ	2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸300メートルの線との交点	
エ	2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸50メートルの線との交点	

除外区域

11.5寸 次小

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保2~4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、向洋大原町、丹那新町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第95号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ3直線とカアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。
基点1	広島市南区金輪島㈱新来島宇品どっく南側浮桟橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南東へ50 メートルの所
基点 2	1から南へ2番目の鼻東端(1から海岸沿い南へ440メートルの所)
基点3	広島市南区金輪島尻の鼻から海岸沿い北へ400メートルの所
ア	1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸40メートルの線との交点
1	1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	2から安芸郡坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸150メートルの線との交点
I	3から120度の線上260メートルの所
オ	3から120度の線上140メートルの所
カ	2から安芸郡坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸40メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保2~4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、日宇那町、向洋大原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第96号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区峠島地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基点1	広島市南区峠島北端から海岸沿い南東へ220メートルの所	
基点2	広島市南区峠島東端	
基点3	広島市南区峠島南端	
ア	1から安芸郡坂町観音崎南端を見通す線上160メートルの所	
1	1 から安芸郡坂町観音崎南端を見通す線上260メートルの所 2 から149度590メートルの所	
ウ		
エ	3から江田島市江田島町屋形石北端を見通す線上270メートルの所	

除外区域

記号等	表示	
心与守	100	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、仁保 $2\sim4$ 丁目、仁保南 1 丁目、仁保新町 2 丁目、向洋大原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第97号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区峠島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸270メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区峠島北端から南西へ4番目の鼻
基点2	広島市南区峠島南端
ア	1から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸50メートルの線との交点
1	2から江田島市江田島町屋形石北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2から江田島市江田島町屋形石北端を見通す線と距岸270メートルの線との交点
エ	1から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸270メートルの線との交点

除外区域

記号等 表示	
----------	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保 $2\sim4$ 丁目、仁保南 1 丁目、仁保新町 2 丁目、向洋大原町、似島町、西区草津浜町、草津南 $1\cdot2$ 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第98号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区峠島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸270メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	2から南西へ4番目の鼻
基点 2	広島市南区峠島北端
ア	1から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸50メートルの線との交点
1	1から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸270メートルの線との交点
ウ	2から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸270メートルの線との交点
エ	2から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
1 20 3 (3	1203

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保2~4丁目、仁保南1丁目、日宇那町、丹那新町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第99号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町長谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除 く。
基点1	広島市南区似島町ギボの鼻
基点2	広島市南区似島町天保山北端(天保山北側護岸の南側付け根)
ア	1から広島市南区金輪島の北側の高(88メートル)を見通す線上180メートルの所
1	1から広島市南区金輪島の北側の高(88メートル)を見通す線上450メートルの所
ウ	2から広島市南区金輪島南端を見通す線上450メートルの所
エ	2から広島市南区金輪島南端を見通す線上180メートルの所

除外区域

100 5 (3)	記号等	表示
-----------	-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、仁保 $2\sim4$ 丁目、仁保南 1 丁目、日宇那町、中区江波南 1 丁目、西区草津浜町、草津南 1 丁目、草津東 1 丁目、井口台 3 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第100号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町似島学園地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町天保山南端(天保山南側護岸の北側付け根)
基点2	1から海岸沿い南へ42メートルの所
基点3	広島市南区似島町広島平和養老館東側突堤北側付け根
ア	1から広島市南区峠島北端から南西へ3番目の鼻を見通す(91度)線上450メートルの所
1	3から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す線上500メートルの所
ウ	3から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す線上250メートルの 所
I	2から広島市南区峠島北端から南西へ3番目の鼻を見通す(89度30分)線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、仁保2丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、西区草津浜町、草津南1・2丁目、井口台3 丁目、中区江波本町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第101号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町大黄地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町大黄船だまり石積防波堤東側付け根
基点2	広島市南区似島町ひがくし鼻
ア	1から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す(94度)線上670メートルの所
1	1から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す(94度)線上930メートルの所
ウ	2から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す(90度)線上450メートルの所
I	2から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す(90度)線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、仁保3丁目、中区江波東2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町大黄地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町広島市南区似島小学校前船揚げ場スベリ北側付け根
基点2	広島市南区似島町ひがくし鼻
ア	1から安芸郡坂町観音崎北端を見通す(78度)線上300メートルの所
1	2から広島市南区似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線上300メートルの所
ウ	2から広島市南区似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線上150メートルの所
エ	2から広島市南区似島町大黄船だまり突堤東側付け根を見通す線上250メートルの所

除外区域

- 1		
- 1		
- 1	記号等	表示
- 1	10 3 (3	1203

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第103号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町深浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
	次のアイ、イン、フエ、エオ、オカ、カアを結んにも自縁によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町箕浦鼻突端
基点 2	広島市南区似島町深浦白鼻(カーブミラーの所)
基点3	広島市南区似島町深浦の東のスベリ西側付け根から護岸沿い西へ40メートルの所
基点4	広島市南区似島町外方鼻
ア	1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上50メートルの所
1	2から4を見通す線上50メートルの所
ウ	2から広島市南区似島町深浦の東のスベリ突端を見通す線上130メートルの所
I	3から江田島市江田島町大須鼻グリを見通す線上150メートルの所
オ	4から254度50メートルの所
カ	1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等表示	
-------	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、仁保3丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、中区江波南2丁目、西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第104号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町二階地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町地獄鼻西端
基点2	広島市南区似島町旧荒掛桟橋東側付け根から護岸沿い南東へ70メートルの所
基点3	広島市南区似島町箕浦鼻突端
ア	1から江田島市沖美町美能漁港内港灯台を見通す線上310メートルの所
1	2から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上220メートルの所
ウ	2から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上430メートルの所
エ	3から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上100メートルの所
オ	3から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上320メートルの所
カ	キオを結んだ線上キから東へ70メートルの所
+	1から江田島市沖美町安渡島の灯台を見通す線上720メートルの所

除外区域

記号等	表示	
-----	----	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、仁保 $2\sim4$ 丁目、仁保南 1 丁目、向洋大原町、仁保新町 2 丁目、中区江波南 $1\cdot2$ 丁目、江波東 $1\cdot2$ 丁目、江波西 2 丁目、江波本町、西区草津浜町、草津南 $1\cdot2$ 丁目、草津東 1 丁目、井口明神 1 丁目、井口台 3 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第105号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町大谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町地獄鼻北端
基点2	広島市南区似島町白鼻
基点3	広島市南区似島町ヒジキ鼻
ア	1から広島市南区弁天島南端を見通す線上90メートルの所
1	1から広島市南区弁天島南端を見通す線上190メートルの所
ウ	2から広島市南区小弁天島南端を見通す線上610メートルの所
エ	3から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上720メートルの所
オ	3から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上350メートルの所

除外区域

記号等表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、仁保3・4丁目、中区江波南1丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町ろくのじょうの鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町オオイカダ鼻から護岸沿い南西へ185メートルの所
基点 2	広島市南区似島町ろくのじょうの鼻
基点3	広島市南区似島町ギボの鼻
ア	1から広島市西区商工センター8丁目八幡川河口左岸角を見通す線上130メートルの所
1	1から広島市西区商工センター8丁目八幡川河口左岸角を見通す線上270メートルの所
ウ	2から広島市中区江波沖町三菱重工㈱江波工場護岸南東角を見通す線上315メートルの所
エ	3から広島市南区元宇品南端を見通す線上380メートルの所
オ	3から広島市南区元宇品南端を見通す線上205メートルの所
カ	2から広島市中区江波沖町三菱重工㈱江波工場護岸南東角を見通す線上140メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第107号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区弁天島、小弁天島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サアを結んだ11直線によって 囲まれた区域
基点1	広島市南区小弁天島北端
基点2	広島市南区小弁天島南端
基点3	広島市南区弁天島西側隧道口前の護岸南側付け根から護岸沿い南へ10メートルの所
基点4	広島市南区弁天島南端から岩礁沿い南へ50メートルの所
ア	1から広島市南区元宇品南端を見通す線上270メートルの所
1	1から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線上570メートルの所
ウ	4から広島市南区似島町地獄鼻西端を見通す線上500メートルの所
エ	4から184度30分500メートルの所
オ	4から江田島市沖美町絵の島東端を見通す線上500メートルの所
カ	3から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上500メートルの所
+	2 から309度30分520メートルの所
ク	2から309度30分220メートルの所
ケ	3から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上200メートルの所
	4から江田島市沖美町絵の島東端を見通す線上200メートルの所
サ	4から広島市南区似島町地獄鼻西端を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、仁保 $2\sim4$ 丁目、仁保南 1 丁目、向洋大原町、仁保新町 2 丁目、中区江波南 $1\cdot2$ 丁目、江波東 2 丁目、江波本町、江波二本松 2 丁目、西区草津浜町、草津南 $1\cdot2$ 丁目、草津東 1 丁目、井口明神 1 丁目、井口台 3 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第108号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市西区観音新町4丁目地先(太田川放水路)

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市西区観音新町4丁目太田川大橋下流側左岸付け根
基点2	広島市西区観音新町4丁目南西角から護岸沿い北東へ520mの所(旧広島西飛行場敷地境界から護岸沿い北東へ13メートルの所)
ア	1から護岸に直角に西へ16.5メートルの所
1	1から護岸に直角に西へ75.5メートルの所
ウ	2から護岸に直角に西へ90メートルの所
エ	2から護岸に直角に西へ16.5メートルの所

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第109号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称		漁業の時期
かき杭打垂	下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市西区観音新町1丁目地先(天満川)

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点1	広島市西区観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根から道路沿い南へ20メートルの所
基点2	広島市西区観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根から道路沿い南へ120メートルの所
基点3	広島市西区観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根から道路沿い南へ170メートルの所
ア	1から道路護岸に直角に東へ30メートルの所
1	1から道路護岸に直角に東へ105メートルの所
ウ	2から道路護岸(旧護岸)に直角に東へ105メートルの所
エ	3から道路護岸(旧護岸)に直角に東へ90メートルの所
オ	3から道路護岸(旧護岸)に直角に東へ30メートルの所

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第110号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市西区南観音8丁目地先(天満川)

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアの6直線によって囲まれた区域
基点1	広島市西区南観音8丁目昭和大橋上流側右岸付け根(護岸下段の建設省金属標)から護岸沿い北へ12 メートルの所
基点2	広島市西区南観音8丁目昭和大橋上流側の水管橋右岸北側付け根前護岸点
基点3	2から護岸沿い北へ95メートルの所
ア	1から昭和大橋に平行に東へ90メートルの所
1	1から昭和大橋に平行に東へ20メートルの所
ウ	2から水管橋に平行に東へ5メートルの所
エ	2から水管橋に平行に東へ10メートルの所
オ	3から道路護岸に直角に東へ15メートルの所
カ	3から道路護岸に直角に東へ90メートルの所
//	3かり退路設定に世内に来へ90メートルの別

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第111号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町長谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。
基点1	広島市南区似島町田の浦新開北端の小川河口左岸角
基点 2	広島市南区似島町天保山から北西へ2番目の突堤北側付け根
ア	1から広島市南区金輪島南端を見通す線と距岸 5メートルの線との交点
1	1から広島市南区金輪島南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2から広島市南区元宇品南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	2から広島市南区元宇品南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、仁保新町2丁目、向洋大原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第112号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町大黄地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町大黄船だまり石積防波堤東側付け根から海岸沿い北東へ60メートルの所
基点2	広島市南区似島町広島市南区似島臨海公園の小川河口左岸角
基点3	広島市南区似島町広島平和養老館南側護岸南西角から護岸沿い北へ43メートル(護岸階段南側付け根から南東へ3メートル)の所
ア	1から広島市南区似島町ひがくし鼻を見通す線上40メートルの所
1	1から広島市南区似島町ひがくし鼻を見通す線上5メートルの所
ウ	2から広島市南区似島町ひがくし鼻を見通す線上30メートルの所
エ	3から江田島市江田島町大原山(343メートル)を見通す線上5メートルの所
オ	3から江田島市江田島町大原山(343メートル)を見通す線上85メートルの所
カ	2から広島市南区似島町ひがくし鼻を見通す線上110メートルの所
	213 SIZEMPRIE PARIS COST COST COST COST COST COST COST COS

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第113号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町大黄地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町ひがくし鼻西側の護岸南端から護岸沿い北西へ71メートルの所(護岸階段北側付け根)
基点2	広島市南区似島町ひがくし鼻西側の護岸南端から護岸沿い北西へ9メートルの護岸角
ア	1から広島市南区似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
イ	1から広島市南区似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線と距岸上30メートルの所
ウ	2から広島平和養老館東側突堤突端を見通す線上40メートルの所
エ	2から広島平和養老館東側突堤突端を見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第114号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町外方鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町大黄南風止吉田のくぼの護岸南角から海岸沿い南へ20メートルの所
基点2	広島市南区似島町大黄南風止吉田のくぼの護岸北角から海岸沿い北へ40メートルの所
ア	1から73度10メートルの所
1	1から73度35メートルの所
ウ	2から73度35メートルの所
エ	2から73度10メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第115号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町外方鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸35メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メート ルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町外方鼻突端から海岸沿い北へ354メートルの所
基点2	広島市南区似島町外方鼻突端から海岸沿い北へ490メートルの所
ア	1から70度の線と距岸10メートルの線との交点
1	1から70度の線と距岸35メートルの線との交点
ウ	2から95度の線と距岸35メートルの線との交点
I	2から95度の線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第116号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町深浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、広島市南区似島町深浦の東及び西のスベリに通じる幅員10メートルの船通しの区域を除く。
基点1	広島市南区似島町深浦白鼻(カーブミラーの所)
基点2	1から護岸沿い北へ170メートルの所
基点3	4から護岸沿い北西へ150メートルの所
基点4	1から85度の線と海岸線との交点
ア	2から広島市南区似島町深浦埋立地西側護岸付け根を見通す線と距岸10メートルの線との交点
1	2から広島市南区似島町深浦埋立地西側護岸付け根を見通す線上80メートルの所
ウ	3から1を見通す線上80メートルの所
エ	3から1を見通す線上50メートルの所
オ	4から1を見通す線上50メートルの所
カ	4から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示			
-----	----	--	--	--

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、仁保2~4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、向洋大原町、西区草津南2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第117号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町二階地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、二階桟橋に通じる幅員 10メートルの船通しの区域を除く。
基点1	広島市南区似島町二階入江奥のスベリ東側の鼻南側付け根(石積護岸との接点)
基点2	広島市南区似島町大磯鼻北西側コンクリート護岸の南角
ア	1から広島市南区似島町二階入江奥の砂浜西端を見通す線上76メートルの所
1	1から広島市南区似島町二階入江奥の砂浜西端を見通す線上26メートルの所
ウ	2から広島市南区似島町桜木のくぼの大岩(桜木のくぼから海岸沿い南へ14メートルの所)を見通す 線上65メートルの所
I	2から広島市南区似島町桜木のくぼの大岩(桜木のくぼから海岸沿い南へ14メートルの所)を見通す 線上115メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町、中区江波本町、江波東2丁目、江波西2丁目、江波二本松2丁目、西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口台3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第118号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町二階地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町桜木の鼻の北側の鼻北東角
基点2	1から海岸沿い南へ57メートルの所
基点3	広島市南区似島町桜木のくぼの大岩(桜木のくぼから海岸沿い南へ14メートルの所)
ア	1から広島市南区似島町二階入江奥のスベリ西側付け根を見通す(79度45分)線上70メートルの所
1	1から広島市南区似島町二階入江奥のスベリ西側付け根を見通す(79度45分)線上20メートルの所
ウ	2から広島市南区似島町二階入江奥のスベリから南へ2番目の鼻北側付け根(護岸との接点)を見通す 線上25メートルの所
エ	3から広島市南区似島町大磯鼻北西側コンクリート護岸の南角を見通す線上35メートルの所
オ	3から広島市南区似島町大磯鼻北西側コンクリート護岸の南角を見通す線上85メートルの所
カ	2から広島市南区似島町二階入江奥のスベリから南へ2番目の鼻北側付け根(護岸との接点)を見通す線上75メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第119号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	広島市南区金輪島ドウ石鼻
基点2	広島市南区金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所
ア	1から広島市南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸40メートルの線との交点
1	1から広島市南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸30メートルの線との交点
ウ	2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点
エ	2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸40メートルの線との交点

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保2・4丁目、丹那町、南大河町、北大河町、金輪島、山城町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第120号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	広島市南区金輪島ドウ石鼻
基点2	広島市南区金輪島小島の鼻西端(㈱新来島宇品どっく北側ドッグ東端から護岸沿い西へ52.5メートル の所)
ア	1から354度の線と距岸30メートルの線との交点
1	1から354度の線と距岸40メートルの線との交点
ウ	2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸40メートルの線との交点
エ	2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸30メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保2~4丁目、仁保新町2丁目、日宇那町、丹那町、丹那新町、金輪島、山城町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第121号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

漁場の位置

広島市南区元宇品町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メート ルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	広島市南区元宇品町宇品港東防波堤南側付け根から護岸沿い南へ50メートルの所
基点2	広島市南区元宇品町広島グランドプリンスホテル敷地南角から護岸沿い南西へ40メートルの所
ア	1から廿日市市宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線と距岸50メートルの線との交点
1	1から廿日市市宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2から広島市南区金輪島南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
I	2から広島市南区金輪島南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

1 記り寺 次小

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区元宇品町、宇品西2·6丁目、宇品神田5丁目、皆実町1·5丁目、宇品海岸1丁目、中区光南4·6丁目、吉島東1·2丁目、東白島町、千田町3丁目、西区大芝2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第122号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

漁場の位置

広島市西区観音新町4丁目地先(太田川放水路)

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市西区観音新町4丁目南西角
基点 2	1から護岸沿い北へ360メートルの所
ア	1から広島市西区観音新町4丁目南側護岸を西へ延長した線上90メートルの所
1	1から広島市西区観音新町4丁目南側護岸を西へ延長した線上140メートルの所
ウ	2から太田川放水路左岸護岸に直角に西へ140メートルの所
エ	2から太田川放水路左岸護岸に直角に西へ90メートルの所

除外区域

記号等 表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区南観音5・7・8丁目、観音本町2丁目、鈴が峰町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第123号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	広島市南区金輪島ドウ石鼻
基点2	広島市南区金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所
ア	1から広島市南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
イ	1から広島市南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸40メートルの線との交点
ウ	2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸40メートルの線との交点
I	2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	記号等	表示
-----	-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保2・4丁目、丹那町、南大河町、北大河町、金輪島、山城町、西旭町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第124号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	広島市南区金輪島ドウ石鼻
基点2	広島市南区金輪島小島の鼻西端(㈱新来島宇品どっく北側ドッグ東端から護岸沿い西へ52.5メートル の所)
ア	1から354度の線と距岸40メートルの線との交点
1	1から354度の線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸40メートルの線との交点

除外区域

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保2~4丁目、仁保新町2丁目、日宇那町、丹那町、丹那新町、皆実町5丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第125号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	広島市南区金輪島㈱新来島宇品どっく南側浮桟橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南へ3番目 の水底線路(海底通信ケーブル)陸標の標柱
基点2	広島市南区金輪島㈱新来島宇品どっく南側浮桟橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南へ490メ ートルの所(1から南へ2番目の鼻東端)
ア	1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸30メートルの線との交点
1	1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸40メートルの線との交点
ウ	2から安芸郡坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸40メートルの線との交点
I	2から安芸郡坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸30メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保2~4丁目、丹那町、皆実町5丁目、西本浦町、山城町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第126号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

漁場の位置

広島市西区観音新町4丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市西区観音新町4丁目南西角
基点 2	1から護岸沿い南東へ120メートルの所
ア	1から209度30分1,020メートルの所
1	1から209度30分810メートルの所
ウ	2から209度30分810メートルの所
エ	2から209度30分1,020メートルの所

除外区域

|--|

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波本町、江波南1丁目、江波東1・2丁目、吉島東2丁目、光南4・6丁目、東白島町、千田町3丁目、南区皆実町5丁目、西区大芝2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第127号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

漁場の位置

広島市佐伯区吉見新開地先

漁場の区域

記号等	表示	
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基点1	広島市西区商工センター8丁目護岸南西角	
基点 2	広島市西区商工センター8丁目船だまり西側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ20メートルの所	
ア	1 から155度1,550メートルの所	
1	1から155度1,850メートルの所	
ウ	2から広島市南区小弁天島西端を見通す線上1,850メートルの所	
エ	2から広島市南区小弁天島西端を見通す線上1,550メートルの所	

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区草津南1・2丁目、庚午南1.2丁目、南観音8丁目、鈴が峰町、中区広瀬北町、佐伯区三筋1丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第128号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区金輪島金輪尻の鼻護岸南角から海岸沿い北へ750メートルの所
基点 2	広島市南区金輪島金輪尻の鼻護岸南角から海岸沿い北へ450メートルの所
ア	1から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線上150メートルの所
1	1から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線上110メートルの所
ウ	2から広島市南区似島町田の浦新開北端の小川河口左岸角を見通す線上110メートルの所
エ	2から広島市南区似島町田の浦新開北端の小川河口左岸角を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保2・4丁目、丹那町、南大河町、北大河町、金輪島、山城町、西旭町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第129号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町森山地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点1	安芸郡坂町鯛尾埋立地北西角の砂止め突端
基点2	安芸郡坂町鯛尾トクヤマ生コン㈱敷地護岸北西角
基点3	安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚敷地南西角から道路沿い西へ24メートルの所
ア	2から広島市南区金輪島北側の高(88メートル)を見通す線と1から南区黄金山山頂の東側テレビ塔 (RCC)を見通す線との交点
1	1から黄金山山頂の東側テレビ塔(RCC)を見通す線上アから200メートルの所
ウ	3から広島市南区元宇品北端を見通す線上360メートルの所
エ	3から広島市南区元宇品北端を見通す線上70メートルの所
オ	2から広島市南区金輪島北側の高(88メートル)を見通す線上30メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町、広島市南区仁保1~4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第130号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	安芸郡坂町植田マツダスチール㈱第3工場敷地護岸南西角から護岸沿い北へ60メートルの所
基点 2	安芸郡坂町植田マツダスチール㈱敷地護岸南側付け根
ア	1から275度1,180メートルの所
1	1から275度820メートルの所
ウ	2から275度800メートルの所
エ	2から275度1,170メートルの所

除外区域

1 記号笙	
心ケ寺	秋小
1	

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第131号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町亀石鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
基点1	安芸郡坂町司企業(株)広島坂営業所北角から北西に70メートルの所
基点2	安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角から北西へ25メートルの所
ア	1から江田島市江田島町屋形石の燈台を見通す線上260メートルの所
1	2 から245度205メートルの所
ウ	2 から245度705メートルの所
エ	1から江田島市江田島町屋形石の燈台を見通す線上760メートルの所
オ	1から江田島市江田島町屋形石の燈台を見通す線上480メートルの所
カ	2 から245度425メートルの所
+	2 から245度485メートルの所
ク	1から江田島市江田島町屋形石の燈台を見通す線上540メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第132号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町小屋浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
基点1	安芸郡小屋浦天地川河口左岸スベリ北側付け根
基点2	呉市天応第2期埋立地北側付け根から護岸沿い北へ25メートルの所
ア	1から江田島市江田島町切串江能汽船発着場桟橋付け根の中央を見通す線上280メートルの所
1	2から江田島市江田島町クマン岳山頂(400メートル)を見通す線上240メートルの所
ウ	2から江田島市江田島町クマン岳山頂(400メートル)を見通す線上810メートルの所
エ	1から江田島市江田島町切串江能汽船発着場桟橋付け根の中央を見通す線上850メートルの所
オ	1から江田島市江田島町切串江能汽船発着場桟橋付け根の中央を見通す線上535メートルの所
カ	2から江田島市江田島町クマン岳山頂(400メートル)を見通す線上495メートルの所
+	2から江田島市江田島町クマン岳山頂(400メートル)を見通す線上555メートルの所
ク	1から江田島市江田島町切串江能汽船発着場桟橋付け根の中央を見通す線上595メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第133号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町森山地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	安芸郡坂町鯛尾広島大橋第1橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ62メートルの所
基点 2	安芸郡坂町森山漁業基地埋立地南西側付け根(道路護岸との交点)
ア	1から広島市南区猿猴川河口左岸側埋立地南側の送電線鉄塔を見通す(28度)線と距岸10メートルの線との交点
1	1から広島市南区猿猴川河口左岸側埋立地南側の送電線鉄塔を見通す(28度)線上45メートルの所
ウ	2から1を見通す線と距岸10メートルの線との東側の交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第134号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町森山地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 3 メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ 3 直線とカアを 距岸23メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚敷地南西角から護岸沿い南西へ60メートルの所
基点2	安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚敷地南西角から護岸沿い南西へ180メートルの所
基点3	安芸郡坂町漁船巻揚げ施設石積み護岸北縁と道路との交点
ア	1から護岸に直角に見通す線と距岸23メートルの線との交点
1	1から護岸に直角に見通す線と距岸3メートルの線との交点
ウ	2から護岸に直角に見通す線と距岸3メートルの線との交点
エ	3から護岸に直角に見通す線上26メートルの所
オ	3から護岸に直角に見通す線上46メートルの所
カ	2から護岸に直角に見通す線と距岸23メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第135号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

浦	魚業の名称	漁業の時期
た	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町森山地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸25メート ルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	安芸郡坂町鯛尾トクヤマ生コン㈱埋立地北側付け根から護岸沿い北へ250メートルの所(筏解体場南側付け根)
基点2	安芸郡坂町鯛尾トクヤマ生コン㈱埋立地北西角から護岸沿い東へ20メートルの所
ア	1から護岸に直角に引いた線と距岸25メートルの線との交点
1	1から護岸に直角に引いた線と距岸5メートルの線との交点
ウ	2から354度の線と距岸5メートルの線との交点
エ	2から354度の線と距岸25メートルの線との交点

除外区域

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第136号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市仁方本町3丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアの6直線によって囲まれた区域
基点1	呉市仁方本町3丁目呉市仁方ゴルフセンター敷地護岸南東角
基点 2	1から護岸沿い西へ60メートルの所
基点3	1から護岸沿い西へ100メートルの所
ア	1から呉市下蒲刈町棒振鼻を見通す線上10メートルの所
イ	1から呉市下蒲刈町棒振鼻を見通す線上70メートル所
ウ	2から護岸に直角に70メートルの所
エ	2から護岸に直角に25メートルの所
オ	3から護岸に直角に25メートルの所
カ	3から護岸に直角に10メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

区第137号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町外方鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市南区似島町ひがくし鼻
基点 2	1から南へ2番目のくぼの南側の鼻北端(くぼの砂浜南側との境)
ア	1から98度150メートルの所
1	1から98度410メートルの所
ウ	2から江田島市江田島町屋形石の北端を見通す線上290メートルの所
エ	2から江田島市江田島町屋形石の北端を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等 表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

関係地区

広島市南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別